

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年6月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900004 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900016 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額を 14 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 12 月 21 日

A 事業所から、請求期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された請求期間に係る賃金台帳及び請求者が提出した賞与支払明細書から、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 14 万 5,000 円に訂正することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A 事業所は、平成 28 年 12 月 15 日として年金事務所に届け出ているが、同事業所は「15 日は記載誤りであり、平成

28年12月の賞与は、21日に支給した。」旨を回答しており、前述の賃金台帳及び賞与支払明細書に記載されている支給日は同年12月21日である上、請求者が所持する預金通帳の記録においても、同年12月21日に同事業所から賞与が振り込まれていることが認められることから、平成28年12月21日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成28年12月に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月14日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900007 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900017 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 9 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 28 万円から 30 万円にすることが必要である。

平成 9 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 1 月 6 日から平成 13 年 11 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間について、国が記録する標準報酬月額は、実際の給与と支給額に比べて低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 9 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書等（以下「給料支払明細書」という。）により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成9年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成9年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間当時の資料が無いため、請求者の同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る届出及び保険料納付については不明である旨を回答しているが、請求者が提出した給料支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間のうち、平成7年1月6日から平成9年9月1日までの期間については、前述の給料支払明細書により確認できる標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成9年10月1日から平成13年11月1日までの期間については、請求者は当該期間に係る給料支払明細書等を所持しておらず、A社も請求者の当該期間に係る賃金台帳等を保管していない上、請求期間において同社で厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行っても、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について具体的な供述は得られない。

このほか、請求期間のうち、平成7年1月6日から平成9年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成13年11月1日までの期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間のうち、平成7年1月6日から平成9年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成13年11月1日までの期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

除く。)の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800201 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900015 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 社 A 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から昭和 41 年 3 月 4 日まで

私は、請求期間に A 事業所に C 職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社 A 事業所（以下「A 事業所」という。）から提出された辞令簿から、請求者は、請求期間において A 事業所に C 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 37 年 5 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、昭和 44 年 10 月 4 日に再度、適用事業所となっており、請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 事業所は、「辞令簿以外に請求期間当時の資料は保管しておらず、当時の事務担当者も退職しているため、請求期間当時の C 職に係る厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨を回答している上、請求期間当時、同事業所の C 職に係る給与計算事務を行っていたとする B 社 D 事業所は、「給与計算に係る資料は、保存年限を経過しており残っておらず、当社 E 事業所にも確認を行ったが、C 職に係る当時の資料は残っていないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」旨を回答している。

さらに、請求者が同僚として名前を挙げた者に照会を行い、回答のあった 3 名が C 職であったとする期間において、厚生年金保険に加入している者と加入していない者が確認されるところ、当該同僚 3 名は、「A 事業所の C 職に係る厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨を回答している上、そのうち請求者を記憶する 2 名は、「請求者の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からない。」旨を回

答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について具体的な供述は得られない。

加えて、オンライン記録から、請求者は請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している記録が確認できる上、請求者が請求期間当時、給与から控除されていたと記憶する厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、請求者の主張する給与支給額に見合う標準報酬月額とは乖離しており、当該控除額からは、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900008 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900018 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA局（現在は、B社C支社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 3 月 1 日まで

私は、請求期間において、D事業所A局（厚生年金保険の適用事業所名は、A局。以下「A局」という。）の臨時雇用員としてEで仕事をしていた。同時期に臨時雇用員として仕事をしていた同期の者には厚生年金保険の記録があるが、私には無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間について、B社C支社は、D事業所に関する回答は当該事業所の清算業務を行うF団体が行うこととなっており、当支社では回答できない旨を陳述しているところ、F団体の回答及び同団体から提出された請求者に係る履歴書によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 2 月 18 日までの期間はEに、同年 2 月 19 日から同年 2 月 28 日までの期間はGに、それぞれA局における臨時雇用員として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、F団体は、請求期間に請求者を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたか否かは、D事業所から支払に関する資料等が承継されておらず（保存期間経過のため廃棄）、不明である旨を回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険への加入の有無等を確認することができない。

また、請求者と同時期にH組合員の資格を取得している者に対し照会を行ったところ、回答があった者のうち3名は、請求者と同様に、同組合員資格を取得する前にA局において臨時雇用員の期間があった旨を陳述しているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと等から、請求期間当時、同局では、必ずしも全ての臨時雇用員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記照会及び請求期間と同時期にA局に係る厚生年金保険の被保険者資格

を取得している者への照会において、回答があった者のうち請求者を記憶する4名は、請求者について、請求期間に厚生年金保険に加入していたか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは、「分からない。」又は「覚えていない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について具体的な供述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、請求者の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900001 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900019 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日まで

A 社に勤めていた期間のうち、請求期間における標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給料明細、金融機関から提出された「預金取引明細表 1」及び B 市から提出された「市・県民税課税台帳」等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給料明細等により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までの期間については、当該期間に係る給与支給額を確認できる資料等は無く、上記「市・県民税課税台帳」に記載されている社会保険料控除額を検証しても、事業主が請求者の給与から、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料を控除

していたこととはうかがえない。

さらに、A社に照会しても、事業主からは回答が得られず、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900005 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900020 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 11 日から同年 11 月 22 日まで
② 昭和 49 年 11 月 22 日から昭和 50 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、C 事業所において、D 職として、請求期間②については、E 事業所において、D 職として勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）について、請求者及び B 事業所から提出された F 事業所発行の人事異動通知書から、請求者は、請求期間①において C 事業所に臨時的任用職員として、請求期間②において E 事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「請求期間当時、C 事業所及び E 事業所に勤務していた者に係る厚生年金保険については、A 事業所を適用事業所とし、同事業所において加入手続を行っていたが、保存期間を過ぎており、当時の資料が無いので、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間当時、A 事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者のうち 1 名は、「自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していない。」と回答している上、B 事業所は、「請求期間当時、臨時的任用職員等の社会保険手続は、事業所ごとに行っていたが、本人の意向を踏まえて柔軟に対応していた。」旨を回答していることから判断すると、請求期間当時、A 事業所は、必ずしも全ての臨時的任用職員等を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった

ことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900006 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900021 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 8 日から昭和 50 年 4 月 1 日まで
請求期間にC事業所において、臨時職員として勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者及びB事業所から提出されたD事業所発行の人事異動通知書から、請求者は、請求期間においてC事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、「請求期間当時、C事業所に勤務していた者に係る厚生年金保険については、A事業所を適用事業所とし、同事業所において加入手続を行っていたが、保存期間を過ぎており、当時の資料が無いため、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、B事業所は、「請求期間当時、臨時的任用職員等の社会保険手続は、事業所ごとに行っていたが、本人の意向を踏まえて柔軟に対応していた。」旨を回答していることから判断すると、請求期間当時、A事業所は、必ずしも全ての臨時的任用職員等を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる

関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。